

令和7年

第2回2月定例教育委員会議事録

令和7年2月26日

大野城市教育委員会

次 第

1 招集日時

- 招 集 日 令和7年2月26日
- 開会時間 午前10時30分
- 閉会時間 午前11時10分

2 招集の場所 大野城市役所 本館3階 災害対策本部室

3 会議次第

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の指名

- 令和7年第1回1月定例会議事録の署名委員 山口 典子 委員
- 令和7年第2回2月定例会議事録の署名委員 藤河 久美 委員

(3) 議事

- 第1号議案 組織再編等に伴う関係規則の整理に関する規則について
- 第2号議案 組織再編に伴う関係規程の整理に関する規程について
- 第3号議案 組織再編に伴う関係要綱の整理に関する要綱について
- 第4号議案 大野城市地域クラブ活動事業実施規則の一部を改正する規則の制定について
- 第5号議案 令和7年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 第6号議案 令和7年度産業医の選任について
- 第7号議案 令和7年度健康管理医の選任について
- 第8号議案 Onojo放課後こども事業ランドセルクラブ実施規則の一部を改正する規則の制定について
- 第9号議案 Onojo放課後こども事業ランドセルクラブ利用可否決定基準取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第10号議案 大野城市未来づくり支援センター設置要綱及び大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

(4) 教育長報告

(5) 報告

- ①中学校ランチ給食試食会実施報告

(6) その他

- ①教育長の業務報告（1月～2月）
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定（3月）

(7) 閉会

- 4 出席した委員等 伊藤 啓二（教育長） ・ 高野 英機 ・ 山口 典子
藤河 久美 ・ 佐藤 友恵 ・ 關 知子
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 若山 純哉
教 育 政 策 課 長 光野 直隆
教 育 振 興 課 長 松岡 真彦
教 育 支 援 課 長 山崎 栄子
教育支援課主幹指導主事 平井 源樹
ス ポ ー ツ 課 長 甲斐 めぐみ
ス ポ ー ツ 課 長 中原 英貴
教 育 政 策 課 係 長 川口 司寛
教 育 政 策 課 担 当 吉富 咲紀
教 育 政 策 課 担 当 橋本 由美
- 7 会議の書記 教 育 政 策 課 担 当 橋本 由美

午前10時30分 開会

○伊藤教育長

ただいまから令和7年2月の定例教育委員会を開会いたします。

〔議事録署名委員の指名〕

○伊藤教育長

次第の2、議事録署名委員の指名に入ります。前回1月の定例会で山口委員にお願いしておりましたので、ご署名をお願いします。

今回の議事録の署名については、藤河委員にお願いいたします。次回よろしくお願ひいたします。

〔議事〕

○伊藤教育長

続いて、議事に入ります。

〔第1号議案 組織再編等に伴う関係規則の整理に関する規則について〕

〔第2号議案 組織再編に伴う関係規程の整理に関する規程について〕

〔第3号議案 組織再編に伴う関係要綱の整理に関する要綱について〕

○伊藤教育長

第1号議案から第3号議案ですが、組織再編等に伴う関係例規の整理に関する議案となります。一括して審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、第1号議案、組織再編等に伴う関係規則の整理に関する規則について、第2号議案、組織再編に伴う関係規程の整理に関する規程について、第3号議案、組織再編に伴う関係要綱の整理に関する要綱について、光野教育政策課長、説明をお願いします。

○光野教育政策課長

議案の説明をさせていただく前に、資料の一部訂正がございます。

第4号議案について、本日配付させていただいた資料がございますが、次第に記載させていただいている第4号議案の名称につきまして、文言が不足しておりました。

正式には、第4号議案は、「大野城市地域クラブ活動事業実施規則の一部を改正する規則の制定について」となります。次第の修正版を配付しておりますので、恐れ入りますが、差し替えいただきますようお願いいたします。

それでは、第1号議案から第3号議案までは関連した案件となりますので、一括して説明をさせていただきたいと思っております。説明につきましては、別紙の補足資料の1をご覧くださいと思います。

今回、組織の再編等に伴いまして、関係する規則、それから規程、要綱を改正させていただきたいと考えております。その主な理由といたしましては、教育部各課の名称について、市民から分かりにくいというご意見があり、そのご意見に対しまして、事務改善委員会、これは、副市長、教育長、各部長で構成されていますが、その事務改善委員会において審議した結果に基づき、課及び担当の名称、それから分掌事務を変更するものでございます。

資料の1、改正内容の(1)名称の変更では、ア、「教育政策課」について、課の名称を「教育総務課」に改め、併せて「教育政策担当」の名称を「教育総務担当」に改めます。イ、「教育振興課」については、課の名称を「学校・地域連携課」に改め、併せて「教育振興担当」の名称を「学校教育担当」に、また「共育推進担当」の名称を「地域連携担当」に改めます。ウ、教育支援課については、担当名である「教育相談センター担当」の名称を、「教育サポートセンター担当」に改めます。

(2)分掌事務の変更では、教育支援課の「学校と地域との連携及び調整に関すること。」という分掌事務がありますが、これを「学校運営協議会に関すること。」に改めます。これは、今回課名を変更する「学校・地域連携課」の名称と教育支援課の分掌事務の表現が似ており、混同を招かないように、「学校運営協議会に関すること」と分掌事務を改めるものでございます。

続いて、2、改正対象となる例規につきましては、全部で14件あります。その内容は議案にお示ししているとおりとなります。規則に関するものが5件、規程に関するものが2件、要綱に関するものが7件となります。

施行期日については令和7年4月1日からを予定しております。

なお、議案の第1号と第2号と第3号のそれぞれ件名を見ていただきまして、議案の第1号には組織再編等と「等」の文字が入っていますが、第2号及び第3号には入っておりません。これは、第1号の中に、名称だけでなく分掌事務の改正も入っていることから議案の表題に「等」をつけているものでございます。

説明は以上となります。

○伊藤教育長

それでは、ただいま第1号議案、第2号議案、第3号議案について、別紙の補足資料を基に説明がりましたが、ただいまの説明について何か質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより採決に入ります。

第1号議案、第2号議案及び第3号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○伊藤教育長

異議はありませんでしたので、第1号議案、第2号議案及び第3号議案について承認すべきものと決めます。

〔第4号議案 大野城市地域クラブ活動事業実施規則の一部を改正する規則の制定について〕

○伊藤教育長

続いて、第4号議案、大野城市地域クラブ活動事業実施規則の一部を改正する規則の制定について、光野教育政策課長、説明をお願いします。

○光野教育政策課長

本日配付している資料になります。

この改正につきましても、組織再編等に伴いまして事務改善委員会において審議した結果に基づき、地域クラブ活動事業実行委員会の事務局を、スポーツ課からの今現在の教育振興課になりますけれども、学校・地域連携課に改めることに伴って所要の改正を行うものでございます。

現在は、当該実行委員会の事務局については、スポーツ課と教育振興課で共同事務局として運営をしておりますが、今後は事務局を一本化し、学校活動である部活動に関する事業であるため、教育振興課、令和7年度からは学校・地域連携課の名称にな

りますが、そこに所管を置くこととして改めるものでございます。
説明は以上です。

○伊藤教育長

ただいまの説明について、質問はありませんか。

山口委員。

○山口委員

担当名も変わるということで、この事業は地域連携担当の所管ということでよろしいでしょうか。

○伊藤教育長

松岡教育振興課長。

○松岡教育振興課長

今現在、教育振興課の教育振興担当でスポーツ課と連携をしております。このことから、引き続き学校教育担当で事務を持つような形になります。

○山口委員

ありがとうございます。

○伊藤教育長

そのほか何か質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決に入ります。

第4号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第4号議案について承認すべきものと決めます。

〔第5号議案 令和7年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について〕

○伊藤教育長

続いて、第5号議案、令和7年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について、光野教育政策課長、説明をお願いします。

○光野教育政策課長

資料の11ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、「学校保健安全法」第23条の規定に基づきまして、小中学校における学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱するものでございます。

12ページから13ページが各小学校、14ページが各中学校の委嘱をさせていただく医師、歯科医師、薬剤師の名前を記載させていただいております。

説明は以上となります。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について質問はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員

南地区の眼科の久富先生は、南ヶ丘で、今は閉院されている久富眼科の先生になりますか。今もどちらかで所属をされて続けていらっしゃるのかで継続して委嘱ということでしょうか。

○光野教育政策課長

ご指摘のとおり、病院は閉院されていますが、委嘱に関しましては、筑紫医師会に推薦をお願いしており、推薦に基づいて委嘱をさせていただいております。久富先生は引き続き学校医はできるということでご回答をいただいておりますので、今回眼科医として委嘱させていただいております。

○佐藤委員

ありがとうございます。

○伊藤教育長

そのほかありませんか。よろしいですか。

それでは、これより採決に入ります。

第5号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第5号議案について承認すべきものと決めます。

〔第6号議案 令和7年度産業医の選任について〕

○伊藤教育長

続いて、第6号議案、令和7年度産業医の選任について、光野教育政策課長、説明をお願いします。

○光野教育政策課長

15ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、「労働安全衛生法」第13条の規定に基づきまして、小中学校における産業医を選任するものでございます。

なお、産業医につきましては、労働安全衛生法の中で労働者が50人以上いる事業所に設置しなければならないということになっております。16ページを見ていただきたいと思いますが、実際50人以上いる事業所である、6校の小中学校に産業医を配置するものでございます。

予定している産業医につきましては、大野小学校は喜多村先生、大野南小学校は木村先生、大野東小学校が井本先生、大利小学校、大野東中学校、平野中学校が松隈先生となります。

なお、令和7年度から大野南小学校と大野東小学校において、労働者が50人を超える見込みとなりましたので、新たに産業医を選任するものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長

それでは、ただいまの説明について、何か質問はありませんか。よろしいですか。

それでは、これより採決に入ります。

第6号議案について承認することに異議はありませんか。

異議なしですので、第6号議案について承認すべきものと決めます。

〔第7号議案 令和7年度健康管理医の選任について〕

続けて、第7号議案、令和7年度健康管理医の選任について、光野教育政策課長、説明をお願いします。

○光野教育政策課長

17ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、「大野城市立学校健康管理医設置要綱」第3条の規定に基づいて、小中学校における健康管理医を選任するものでございます。

なお、先ほど第6号議案で、労働者50人以上の学校に産業医を置かせていただくということでご説明しておりましたが、50人未満の学校につきましては健康管理医を1名配置することとしております。

18ページになりますが、健康管理医を原文昭先生にお願いするということでの議案でございます。よろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

○伊藤教育長

ただいまの説明について質問はございませんか。よろしいですか。

では、採決に入ります。

第7号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第7号議案について承認すべきものと決めます。

〔第8号議案 Onojō放課後子ども事業ランドセルクラブ実施規則の一部を改正する規則の制定について〕

〔第9号議案 Onojō放課後子ども事業ランドセルクラブ利用可否決定基準取扱

要綱の一部を改正する要綱の制定について]

○伊藤教育長

続けて、第8号議案及び第9号議案は、Onojō放課後こども事業ランドセルクラブ利用に係る議案で関連がありますので、こちらを一括して審議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、第8号議案、Onojō放課後こども事業ランドセルクラブ実施規則の一部を改正する規則の制定について、第9号議案、Onojō放課後こども事業ランドセルクラブ利用可否決定基準取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について、松岡教育振興課長、説明をお願いします。

○松岡教育振興課長

それでは、第8号議案と第9号議案につきまして、関連議案となりますので一括してご説明いたします。

別途お配りしています、補足資料2をお願いいたします。

初めに、文章に訂正がございます。

1の背景の3行目、第4条第1項と記載がございますが、こちらは第4条第1項第1号になります。それと、同じく1の背景の下から3行目、条例第4条第2項となっておりますけれども、こちらが第4条第1項第2号になります。申し訳ありません。修正をお願いいたします。

それでは、まず改正に至った経緯についてご説明いたします。

1の背景に記載のとおり、本市の留守家庭児童保育所の入所要件は、在学する小学校との連携が必要不可欠であることなどの理由から、大野城市留守家庭児童保育所の設置及び管理に関する条例第4条第1項第1号の規定により、「本市立の小学校在学者」としております。

しかしながら、留守家庭児童保育所は、保護者が昼間家庭にいない児童に対し、安心して生活できる居場所としての役割を担っており、本来であれば、市立小学校在学者も市立小学校以外の在学者についても対象とする必要があります。

そのことから、長期休暇期間のみについては、条例第4条第1項第2号の規定に基づく「児童保育所に入所させることが適当と認められる者」として、これまで受け入れを行ってきたところです。

次に、2の受け入れの状況ですが、平成29年度に本内容に関する方針決裁を行いま

して、以降年1人から2人程度、長期休業期間のみ、私立小学校の児童の受け入れをしております。

3の改正の主な理由ですが、これまで長期休暇期間のみ、私立小学校の児童の受け入れを行ってきましたが、規則及び要綱では入所要件が大野城市立小学校の児童となっていること、また、要綱においては、R登録の利用要件の記載がなく、利用要件を明確にするため、今回所要の改正を行うものです。

それでは、第8号議案、Onojō放課後こども事業ランドセルクラブ実施規則の一部を改正する規則の制定についてご説明します。

資料19ページをご覧ください。

改正の理由は、先ほどご説明したとおり、大野城市在住で私立小学校に在学する児童を長期休業期間のみランドセルクラブの利用を認めていることに伴い、所要の改正を行うものです。

20ページをご覧ください。

一部改正については、規則第1条の趣旨において、「大野城市立小学校の児童」と規定していたものを、「市内に居住する児童」に改正するものです。

次に、第9号議案、Onojō放課後こども事業ランドセルクラブ利用可否決定基準取扱要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明いたします。

21ページをご覧ください。

改正の理由は、大野城市在住で私立小学校に在学する児童を長期休業期間のみランドセルクラブの利用を認めていることに伴い、所要の改正を行うものです。また、ランドセルクラブ（R登録）の利用要件を明確にすることに伴い、所要の改正を行うものです。

22ページをご覧ください。

一部改正につきましては、これまでG登録、いわゆる学童保育のみの利用要件を定めていたものを、R登録、いわゆる放課後こども教室の利用要件も定めますので、要綱第1条の趣旨において、「放課後こども事業のうち規則第7条に規定するG登録の利用」と定めていたものを、「放課後こども事業の利用」と改めます。

また、第3条の利用要件において、第1項でG登録の利用要件を定めていましたので、第2項を追加し、R登録の利用要件を追加いたします。

第4条の労働等の該当事由では、第3条第1項のG登録を利用する際の労働等の該当要件を定めていますので、「前条」と定めていたものを「前条第1項」に改めます。

第5条では、これまでG登録の利用を不可とする基準を定めていましたので、まず、見出し部分の「利用申込」を「G登録の利用申込」に改め、第1号、「児童が市内の小学校に在籍していないとき」と定めていたものを、冒頭の背景の説明の際にご説明した「大野城市留守家庭児童保育所の設置及び管理に関する条例第4条に規定する入所要件を満たしていないとき」に、また、第3号の「入所の要件」と定めていたものを、第3条の見出しに合わせて「利用要件」と改めるものです。

説明は以上です。

○伊藤教育長

それでは、議案について説明がありましたが、何かご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決に入ります。

第8号議案及び第9号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第8号議案及び第9号議案について承認すべきものと決めます。

〔第10号議案 大野城市未来づくり支援センター設置要綱及び大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○伊藤教育長

続いて、第10号議案、大野城市未来づくり支援センター設置要綱及び大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、山崎教育支援課長、説明をお願いします。

○山崎教育支援課長

第10号議案、大野城市未来づくり支援センター設置要綱及び大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明をさせていただきます。

24ページをお開きください。

令和5年度に名称を変更いたしました、北コミュニティセンターに設置している通

級制教室、未来教室コンパスと、校内通級制教室、校内適応指導教室につきましては、現在設置していますことばの教室が通級指導教室というふうに呼んでいます。ことばの教室と混同しやすいという指摘が根強くございまして、分かりやすい名称に変えてほしいという要望がございましたので、「通級制教室」という名称を「未来教室コンパス」、「校内通級制教室」という名称を「校内サポートルーム」に変更をしますのでございます。新しい名称は令和7年度から適用することといたします。

説明は以上になります。

○伊藤教育長

ただいまの説明について何か質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、これより採決に入ります。

第10号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第10号議案について承認すべきものと決めます。

それでは、議事については以上です。名称変更等がたくさんありますので、しばらく混乱するかと思えますけれども、使い慣れていくようにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔教育長報告〕

○伊藤教育長

それでは、続けて、4番、教育長報告。33ページをご覧ください。

福岡教育事務所の会議の中で、毎年この時期に懲戒処分事案等について1年間の総括がありますので、それを皆さんにもお示しするものです。

33ページは、令和6年度の公立学校教職員の懲戒処分の状況です。2月7日現在ですけれども、合計で5件、わいせつ行為、盗撮等が3件、体罰1件、その他が1件の計5件になっています。昨年度より全体数は減ってはおりますが、このようにわいせつ行為の処分事例が挙がっています。県立学校が今回は多かったように思います。

34ページをご覧くださいますと、どういう事案であったかという概要が書かれています。

わいせつ行為、許されない行為ですので免職が基本的には行われます。事例2は、SNSの利用に関する私的な利用ということで戒告処分になっていますが、大野城市でもこういうことがないように、しっかり注意喚起、ルールづくりはしているところでもあります。

それから、体罰については、著しくその体罰がひどかった、あるいは過去にも注意をされていたのにとという事例で、減給3月の処分が下りている事案です。

一番下は、これは窃盗ですので刑事事件になって、免職という形になったものです。

こういう形で懲戒処分の事案が示されましたら、校長会等でも同じように資料を配って、この機会に具体的に指導してもらふことと、また自分事として捉えてもらうために、これを踏まえて皆さん方がどういうふうにしていけばいいかという議論をしていただくような形で進めております。大野城市で起こらないように進めていきたいと思っているところでもあります。

私からの報告は以上です。

〔報告〕

○伊藤教育長

続いて、次第の5、報告に入ります。

中学校ランチ給食試食会実施報告について、光野教育政策課長、説明をお願いいたします。

○光野教育政策課長

中学校ランチ給食の試食会の報告として、本日お配りしている資料をご覧くださいと思います。

1月25日から2月22日にかけて、主に小学校6年生とその保護者を対象として、ランチ給食の試食会を実施いたしました。ランチ給食を食べていただきながら、中学校給食が選択制であることや、ランチ給食制度の詳しい説明を行っております。表のとおり、定員が920人の募集に対して、706人の申込があり、実際646人の方にご参加をいただいております。世帯に直すと258世帯、定員に対して70%のかたにご参加いただいたということになります。前年度も同様に試食会を実施しておりますが、前年度は558人の参加でしたので、今回は約90名程度、ご参加が多かったという形になります。

今後、中学校の給食に関するPRを行って、保護者の皆様の理解を深めていきたい
と思っているところでございます。

報告は以上です。

○伊藤教育長

それでは、教育長報告と次第の5の報告、この二つに関して、何か質問がありましたら
どうぞ。よろしいですか。

[その他]

(1) 教育長の業務報告(1月～2月)

(2) 教育委員会の主な行事・業務の予定(3月)

○伊藤教育長

それではこれで2月の定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会